

平成 29 年 5 月 24 日

ニュースリリース

ジック少額短期保険株式会社

少額短期保険会社として画期的な管理会社向け 「包括契約に関する特約」を開発！

ジック少額短期保険株式会社（東京本社：東京都港区、代表取締役社長：菅沼敏和、関東財務局長（少額短期保険）第 30 号、以下当社）は、生活安心総合保険（入居者向け家財保険）を改訂し、管理会社や賃貸オーナー向けに「包括契約に関する特約」を新設し、5 月より販売を開始いたしましたのでお知らせします。

この特約は、保険契約者が所有または転貸または管理する賃貸住宅内に収容される家財を保険の対象とする家財保険で、生活安心総合保険に付帯する特約となっております。この種の包括契約は、従来から一部の少額短期保険会社で販売しておりました。今回、当社が開発した包括契約に関する特約は、それらの包括契約と大きく異なる画期的な内容となっております。

第一に、引受可能な賃貸物件数が大幅に拡大しました。

少額短期保険（損害保険分野）では 1 の保険契約者あたりの引受保険金額 10 億円、1 の被保険者あたりの引受保険金額 1000 万円の上限規制があります。その結果、従来は管理会社向けに家財保険を包括契約する場合、引き受けられる契約件数（引受可能な賃貸物件数）が数百件程度に限定されておりました。

当社は、この保険金額に関わる上限規制を遵守しつつ、新たに包括契約プログラムおよびリスク分散プログラムを開発し、1 の保険契約者が管理等する賃貸物件を最大 30 万戸室まで引き受けることを可能といたしました。（特許出願中：特願 2017-081461）

これによりほとんど全ての管理会社で、自らが管理する賃貸住宅の全てを包括契約する事ができます。

第二に、保険契約締結時に入居者（賃借人）を特定する必要がありません。

この特約では、保険の対象とする家財が収容されている賃貸住宅を特定して契約します。

保険契約時に家財の所有者である賃貸住宅の入居者を特定する必要はありません。

管理会社等にとっては、あらかじめ家財保険をセットした「家財保険付きの賃貸住宅」として一般の賃貸住宅との差別化を図ることができ、入居率の向上が期待できます。また入居希望者にとっては、賃貸借契約時に家財保険に加入する必要があることから保険料が不要で入居時の初期費用を軽減することができます。

更に管理会社等にとって、個々の入居者向けに家財保険を募集、契約する必要がありませんので、保険業務の大幅な簡素化、省力化が期待できます。また無保険の発生が防止され、万一の事故の際の補償を受けることができます。

第三に、民泊特約が自動付帯されています。

包括特約の契約方式では、契約時に入居者を特定する必要がありませんので、賃貸住宅が民泊に利用された場合（※）、民泊利用者を被保険者として補償することが可能です。

これまで民泊保険は、施設所有者、管理者向けの補償内容でしたが、家財保険の被保険者を民泊利用者に拡大することで、賃貸住宅内の建具等の破汚損に関わる損害を補償することが可能となり、賃貸住宅を民泊として活用したいというオーナーや管理会社の要望に応えた日本初の家財保険が誕生しました。

※賃貸住宅を民泊活用する場合は、法律により自治体等への届出が必要です。この特約で補償される民泊施設は、法律に適合した施設に限定され、無届民泊は補償対象外です。

【包括特約専用の家財保険補償内容概要】

保険契約者	賃貸物件の管理会社、サブリース会社、オーナー等
被保険者	保険契約者が所有、管理等する賃貸物件の入居者、オーナー、利用者等
主な補償内容	・ 物件内に収容される家財に係る損害を補償（100万円が上限） ・ 賃貸住宅の使用・管理に起因してオーナー様又は第三者に対する損害賠償責任が発生した場合の当該損害賠償責任を補償（500万円が上限）

お問い合わせ先

ジック少額短期保険株式会社（東京本社）東京都港区芝大門二丁目5番5号

TEL 03-6870-6777 FAX 03-6870-6778

（東金本店）千葉県東金市東岩崎15番地6

TEL 0475-50-2240 FAX 0475-50-2241